

男女共同参画施策の推進に係る中間評価

2026（令和8）年3月
三重県男女共同参画審議会

1 今回の評価について

三重県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）では、「三重県男女共同参画推進条例」に基づき、毎年、県が独自に行う評価とは異なる外部的視点で県の男女共同参画施策の実施状況に関する評価を行うとともに、概ね4～5年に一度、知事に対し提言を行っている。今般、評価を中間評価としてとりまとめ、次回の知事への提言に反映させていくものである。

今回の中間評価では、「第3次三重県男女共同参画基本計画第一期実施計画」に基づく令和6年度の施策の実施状況について、県関係各課へのヒアリング結果等をもとに、「各施策の評価」として、その現状や今後検討すべき課題を整理している。

県においては、これをふまえ、男女共同参画社会の実現に向け、引き続き取り組む必要がある。

2 各施策の評価

I 職業生活における女性活躍の推進

I－I 雇用等における女性活躍の推進

○基本施策の指標に関する評価

「『女性活躍推進法』に規定する事業主行動計画等を策定する、常時雇用労働者数100人以下の団体数」は、前年度の427団体から令和6年度は496団体へと大幅に増加していることは評価できる。

県内企業の取組は着実に進んでいるところではあるが、一方で、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」によると所定内給与額の男女比は、0.739（令和6年度時点）であり、賃金の男女格差は依然として存在するなど、働く場におけるジェンダーギャップの解消が必要である。

また、ジェンダーギャップの存在が若年女性の県外転出を招き、結果として人口減少の一因となっているとの考えのもと、経済分野のジェンダーギャップ解消に向けた基本戦略の策定が進められているところであり、他部局との連携を図りながら、施策の推進に取り組んでいただきたい。

○施策に関する評価

（1）県内における女性活躍推進の取組について（ダイバーシティ社会推進課）

企業、大学、市町の首長に参画を働きかけ、産学官で取組を進めていること、また、「女性活躍の推進」と「男性の家事・育児参画促進」の取組を両輪と考え事業を進めている点が評価できる。

新規取組を考える際には、効果や実現可能性を精査して行うとともに、これまでの取組の効果について追跡・検証し、優良事例を情報発信するなど横展開を図っていただきたい。

(2) 多様な就労形態の導入の促進について（雇用対策課、障がい者雇用・就労促進課）

若者の県外流出が深刻化していることを背景としたセミナーのテーマ設定や、受講者において経営者層までを対象としていることや新たな受講者を開拓するなど事業を着実に推進している点が評価できる。

女性に非正規雇用者が多く、かつ不本意非正規が少ないことについては、性別役割分担意識などこれまでの女性を取りまく環境を背景に、無意識のあきらめから、正規雇用を希望しにくくなっていることも考えられる。調査などを通じて、正確な課題認識のもと取組を進めていただきたい。

(3) 女性の就労支援について（雇用対策課）

おしごと広場みえにおいて、応募書類の添削や面接対策など具体的な相談から、キャリアに関する不安や悩みについての相談まで幅広く対応している点が評価できる。

一方、就職率が大幅に減少している。相談傾向の変化の分析や、利用者のその後の就職状況の把握などが十分になされていないため、把握できていない登録者の対策について検討を行っていただきたい。

(4) 性的指向・性自認に関わらず、誰もが安心して働ける職場環境の整備（ダイバーシティ社会推進課、雇用対策課）

企業に対する啓発冊子・研修動画・講座等を用い、性の多様性に関する理解が進むよう周知している。

また、「みえの働き方改革推進企業」の登録において、ハラスメント防止対策の強化を加点対象にしている。

県内には多くの中小企業が所在していることから、特定の地域や企業に限らず、裾野を拡大できるよう今後も継続的に取組を進めていただきたい。

I-Ⅱ 自営業における女性活躍の推進

○基本施策の指標に関する評価

「女性委員が任命されている農業委員会の割合」は、令和6年度においては前年度から横ばいの82.8%となっている。

農林水産省の調査結果によると、令和6年10月1日時点で女性の農業委員がいないのは、朝日町、桑名市、玉城町、大紀町の農業委員会であり1市町減少、また、三重県全体の女性農業委員数は前年度から3人増加（47名→50名）と、わずかに改善している。

県では、市町農業委員会に対して、女性の農業委員の増加に向けた働きかけを行っているものの、農業委員の定員を確保することにも苦戦している。

今後は、関心のある若者や女性が参画しやすい仕組みを整えることで性別にかかわらず農業委員が確保されるよう、より一層の働きかけを行っていただきたい。そのうえで、農業分野における女性活躍の推進は地域や農業そのものの活性化につながるものであるとの考えのもと、女性委員の登用促進に向けた取組も進めていただきたい。

○施策に関する評価

(1) 農業分野における女性活躍の推進について（担い手支援課）

農業分野における担い手確保に向けて、農山漁村のつどい実行委員会にて参加者の意欲向上につながる男女共同参画推進のための企画を検討し実行するなど、様々な取組を行っていることは評価できる。

一方、農業委員については、女性の登用が進んでいない。

農業委員の定員の確保自体に課題があるため、性別や年齢を問わず活躍できる場の提供など、委員数を増やすための工夫や仕掛けを検討していただきたい。そのうえで、女性が委員となることで活性化されるとの調査もあることから、女性委員の登用促進に向けた取組も進めていただきたい。

I-III 仕事と子育て・介護が両立できる環境整備の推進

○基本施策の指標に関する評価

「保育所等の待機児童数」は、前年度の103人から令和6年度は108人へと増加し、目標値からの開きが、前年度よりもさらに拡大している。一部の市町においては、毎年度待機児童が発生している状況も見られる。

待機児童の解消に向けては、その解消に取り組む市町を支援するとともに、保育人材の確保やICT化の推進が必要である。

このため、保育サービスの充実に向けて、引き続き、潜在保育士の現場復帰や新任保育士の就業継続を支援するほか、業務のICT化を推進することで業務負担の軽減が図られるよう、取組をより一層進めていただきたい。

また、仕事と子育てが両立できる環境整備に向けて、人口の流出入や低年齢児童数等の状況をふまえ、保育サービスの需要の正確な把握と対応が進むよう、市町との連携を進めていただきたい。

次期計画においては、待機児童数を0人として設定することも重要だが、待機児童の減少に向けて、計画的に施策を進め、事業の進捗状況の評価と改善に資するよう、目標を設定すべきである。

II 男女共同参画を推進するための基盤の整備

II-1 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

○基本施策の指標に関する評価

「県の審議会等における女性委員の割合」は、令和6年度時点で32.9%（令和5年

度 33.2%) となっており、依然として低い状況にある。

委員の選任にあたっては、専門的な知見を担保しつつ、公募の活用などにより女性委員を増やす方策について検討していただきたい。

また、条例や要綱等における各種審議会の委員選任要件等の見直しをはじめ、他都道府県の取組事例等を参考に、これまで以上の取組を進めていただきたい。

Ⅱ－Ⅱ 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

○基本施策の指標に関する評価

「性別による固定的な役割分担意識を持つ県民の割合」は、令和5年度の19.1%から令和6年度は16.2%と2.9ポイント減少し、令和7年度における目標の16.9%を既に下回る状況まで改善したことが評価できる。

ただし、男女で比較すると、男性は22.7%、女性は11.6%と、性別により大きな開きがある。

このため、性別による固定的な役割分担意識の解消に向けて、特に男性への理解促進を図るべく取組を充実していただきたい。

○施策に関する評価

(1) 性の多様性に関する教職員向け研修（人権教育課）

令和6年度作成の「人権教育ガイドライン」について、性の多様性について示し、私学を含めた小中高および特別支援学校のすべての学校に配布・周知している点が評価できる。

また、教職員向け人権学習指導資料の活用講座の開催のほか、各校への研修資料の提供や相談対応を行っていることから、内容のアップデートも図りながら、引き続き多くの教職員に周知・啓発できるよう取組を進めていただきたい。

(2) 性の多様性に関する人権学習の推進（人権教育課）

性の多様性だけでなく、様々な人権課題が絡むというような複合的な差別があるとの想定のもと、学習指導資料の作成や教職員の相談体制も確保されている点が評価できる。

教育内容に関しても、時代に沿って各教科と人権問題について結び付け、学習する機会も増えており評価できる。

Ⅲ 誰もが安心して暮らせる環境の実現

Ⅲ－Ⅰ 多様な主体の参画・活躍に向けた支援と環境の整備

○基本施策の指標に関する評価

「性の多様性に関する取組方針をもとに施策を推進する市町数」は、令和6年度に2町増え、28市町が策定している。未策定の市町においては、引き続き取組方針についてヒアリングを行うなど取組が進むよう働きかけていただきたい。

29市町が策定した後も、取組方針が機能し実行されているか市町に働きかけるほ

か、市町での取組がより一層進むよう、国や県での取組内容を共有するなど、市町と連携をしながら取り組んでいただきたい。

○施策に関する評価

(1) パートナーシップ宣誓制度の取組について（ダイバーシティ社会推進課）

パートナーシップ宣誓制度に関して、制度の拡充を進めていることが評価できる。

パートナーシップ宣誓制度の内容は、自治体によって大きく異なる場合がある。制度の詳細が分かりにくいことから、三重県の制度内容が正しく届くよう広報を実施されたい。

また、宣誓された方々に関係する新たな制度を設けた際には、周知が行き届くような仕組みを検討していただきたい。

(2) 相談体制の周知・啓発（ダイバーシティ社会推進課）

みえにじいろ相談について、SNS 相談の件数は増加傾向にあり、私学を含めた小中高のすべての学校に対して周知を実施している点が評価できる。

引き続き SNS 相談員のスキル向上にも積極的に取り組んでいただきたい。

また、その他の性の多様性にかかる事業実施においても、当事者団体等と連携を図るなど、幅広い年齢層に向けてより効果的に推進していただきたい。

(3) 県男女共同参画センターにおける啓発の取組（ダイバーシティ社会推進課）

出前講座（フレントーク）については、性の多様性をテーマとする企業や自治会等での実施実績をさらに増やしていただきたい。

企業・自治会においても、必要としているところはあるはずであり、幅広く周知を進めていただきたい。

(4) 防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大（防災対策総務課、災害対策推進課）

三重県防災会議における女性委員の増加に向けて継続的に取り組み、女性委員が前年度から3名増加するなど着実に増加しているものの、令和7年度における女性委員の割合は19.7%（委員総数66名中、女性委員13名）であり、依然として低い状況である。

同会議は、県地域防災計画の作成、実施の推進を所管する附属機関であるため、防災分野における男女共同参画を推進するうえで、女性委員のさらなる参画が必要である。

関係機関に対して、電話や文書で女性委員推薦の働きかけを行ってはいるが、まだ不十分であり、より一層積極的かつ継続的に取組を進めていただきたい。

また、県の担当部局における女性職員の増加、特に管理職への女性職員の配置が実現するよう取り組んでいただきたい。

(5) 地域防災への女性参画について（地域防災推進課）

県が策定した「避難所運営マニュアル策定指針」における避難所運営の考え方について、防災人材育成講座において説明がされるなどの取組が進められている点が評価できる。

一方で、各市町の避難所運営マニュアルの内容について、県による把握が十分でない状況にある。今後は、マニュアル内容の把握と情報共有を進め、市町の取組がより円滑に推進されるよう働きかけていただきたい。

また、「みえの防災大賞」表彰制度では、女性団体の活動も表彰されており、広報やロールモデルとしての発信が行われている点が評価できる。

女性など多様な視点を取り入れた表彰枠や評価基準を設ける等、さらに工夫して女性の参画につなげていただきたい。

(6) 防災人材の育成・活用について（地域防災推進課）

自主防災組織リーダーの女性増加をめざし、女性が主体となって活動する組織の周知・広報を行っている点が評価できる。今後も引き続き取組を進め、女性が活躍する機会の拡大につなげていただきたい。

また、女性防災人材の育成にあたっては、地域による差が生じないように、事業の実施方法等について検討していただきたい。

Ⅲ－Ⅱ 家庭・地域における活動の推進と健康の支援

○基本施策の指標に関する評価

「自治会長の女性割合」は、前年度から減少しており、令和6年度は4.4%となっている。

自治会は地域の基盤となるものであり、誰もが参画しやすい組織とすることが重要である。自治会長の実態を調査するなど負担軽減に向けた検討を行うことや、自治会長だけでなく、会計などの役員への女性参画を意識することが、地域における男女共同参画の推進につながると考えられる。

根強く残る性別役割分担意識の解消や男女共同参画の推進に向けて、関係機関と連携しながら取組を進めていただきたい。

○施策に関する評価

(1) 医療情報にかかる啓発について（医療政策課）

がん検診受診率について、心理的抵抗や時間的制約により受診率は依然伸び悩んでいるものの、受診者の費用負担軽減や電話対応等の受診勧奨の工夫により一定の成果が見られることが評価できる。

ただし、市町によって、実施日数や周知方法、人員・予算などの地域差が存在している。

また、子育て、介護中の方などが受診しやすい環境を整えるなど、受診率上昇に向けてより一層の取組が必要である。引き続き、国・市町と連携しつつ、効果的な啓発を行っていただきたい。

Ⅲ－Ⅲ 男女共同参画を阻害する暴力等に対する取組

○基本施策の指標に関する評価

「～性犯罪・性暴力をなくそう～よりこ出前講座」の受講者数は、令和6年度までの累計で3,417人となり、既に令和7年度の目標である3,600人に近い実績となっている。

性暴力のない安全・安心な社会の実現をめざす「三重県性暴力の根絶をめざす条例」が制定されたことは取組の後押しとなるものである。

引き続き出前講座の開催など、関係機関と連携した幅広い周知・啓発を進めることで、「よりこ」の認知度向上及び被害者支援の輪を広げていただきたい。

計画の推進

○施策に関する評価

(1) 県の男女共同参画施策の推進体制について（ダイバーシティ社会推進課）

県は、庁内各部局が連携しつつ、計画に基づき男女共同参画施策を様々な部局で実施しており、男女共同参画審議会の提言や評価をふまえた取組を実施している点が評価できる。

ただし、評価の反映に濃淡がみられることから、全庁的に一層取組みが進むよう関係部局への働きかけや連携を行う必要がある。

若年女性の転出超過など人口減少対策が課題となる中、ジェンダーギャップはその一因となっていると考えられるため、策定中のジェンダーギャップ解消基本戦略をはじめ、今後も他部局との連携を図りながら施策の推進に取り組んでいただきたい。

(2) 県男女共同参画センターにおける啓発の取組（ダイバーシティ社会推進課）

幅広く普及・啓発を行う中で、男性講座の開催など、男性に対する働きかけも行っている点が評価できる。

引き続き参加者増に向けた工夫をしながら男性を対象としたイベントを実施するなど、女性も男性も仕事でも家庭でも活躍できる後押しとなるような取組を検討していただきたい。

また、市町に対して、施策に関する相談を受けたり、啓発用の資料を貸し出したりと、幅広い要請に対して支援を行っている点が評価できる。

今後も、相談を受けた際には、市町の取組のさらなる向上につながるよう、市町に対して積極的な働きかけをお願いしたい。

第3次三重県男女共同参画基本計画 第一期実施計画」における基本施策の指標に対する評価一覧

I 職業生活における女性活躍の推進

I-Ⅰ 雇用等における女性活躍の推進

基本施策の指標	現状値	目標値	評価（再掲、本文 P1）
「女性活躍推進法」に規定する事業主行動計画等を策定する、常時雇用労働者数 100 人以下の団体数	(令和6年度) 496 団体	(令和7年度) 521 団体	<p>『女性活躍推進法』に規定する事業主行動計画等を策定する、常時雇用労働者数 100 人以下の団体数」は、前年度の 427 団体から令和6年度は 496 団体へと大幅に増加していることは評価できる。</p> <p>県内企業の取組は着実に進んでいるところではあるが、一方で、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」によると所定内給与額の男女比は、0.739（令和6年度時点）であり、賃金の男女格差は依然として存在するなど、働く場におけるジェンダーギャップの解消が必要である。</p> <p>また、ジェンダーギャップの存在が若年女性の県外転出を招き、結果として人口減少の一因となっているとの考えのもと、経済分野のジェンダーギャップ解消に向けた基本戦略の策定が進められているところであり、他部局との連携を図りながら、施策の推進に取り組んでいただきたい。</p>

I-Ⅱ 自営業における女性活躍の推進

基本施策の指標	現状値	目標値	評価（再掲、本文 P2-3）
女性委員が任命されている農業委員会の割合	(令和6年度) 82.8%	(令和7年度) 100%	<p>「女性委員が任命されている農業委員会の割合」は、令和6年度においては前年度から横ばいの 82.8%となっている。</p> <p>農林水産省の調査結果によると、令和6年10月1日時点で女性の農業委員がいないのは、朝日町、桑名市、玉城町、大紀町の農業委員会であり1市町減少、また、三重県全体の女性農業委員数は前年度から3人増加（47名→50名）と、わずかに改善している。</p> <p>県では、市町農業委員会に対して、女性の農業委員の増加に向けた働きかけを行っているものの、農業委員の定員を確保することにも苦戦している。</p> <p>今後は、関心のある若者や女性が参画しやすい仕組みを整えることで性別にかかわらず農業委員が確保されるよう、より一層の働きかけを行っていただきたい。そのうえで、農業分野における女性活躍の推進は地域や農業そのものの活性化につながるものであるとの考えのもと、女性委員の登用促進に向けた取組も進めていただきたい。</p>

I-III 仕事と子育て・介護が両立できる環境整備の推進

基本施策の指標	現状値	目標値	評価（再掲、本文 P3）
保育所の待機児童数	(令和6年度) 108人	(令和7年度) 0人	<p>「保育所等の待機児童数」は、前年度の103人から令和6年度は108人へと増加し、目標値からの開きが、前年度よりもさらに拡大している。一部の市町においては、毎年度待機児童が発生している状況も見られる。</p> <p>待機児童の解消に向けては、その解消に取り組む市町を支援するとともに、保育人材の確保やICT化の推進が必要である。</p> <p>このため、保育サービスの充実に向けて、引き続き、潜在保育士の現場復帰や新任保育士の就業継続を支援するほか、業務のICT化を推進することで業務負担の軽減が図られるよう、取組をより一層進めていただきたい。</p> <p>また、仕事と子育てが両立できる環境整備に向けて、人口の流入出や低年齢児童数等の状況をふまえ、保育サービスの需要の正確な把握と対応が進むよう、市町との連携を進めていただきたい。</p> <p>次期計画においては、待機児童数を0人として設定することも重要だが、待機児童の減少に向けて、計画的に施策を進め、事業の進捗状況の評価と改善に資するよう、目標を設定すべきである。</p>

II 男女共同参画を推進するための基盤の整備

II-I 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

基本施策の指標	現状値	目標値	評価（再掲、本文 P4）
県・市町の審議会等における女性委員の割合	(令和6年度) 28.9%	(令和7年度) 31.2%	<p>「県の審議会等における女性委員の割合」は、令和6年度時点で32.9%（令和5年度33.2%）となっており、依然として低い状況にある。</p> <p>委員の選任にあたっては、専門的な知見を担保しつつ、公募の活用などにより女性委員を増やす方策について検討していただきたい。</p> <p>また、条例や要綱等における各種審議会の委員選任要件等の見直しをはじめ、他都道府県の取組事例等を参考に、これまで以上の取組を進めていただきたい。</p>

II-II 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

基本施策の指標	現状値	目標値	評価（再掲、本文 P4）
性別による固定的な役割分担意識を持つ県民の割合	(令和6年度) 16.2%	(令和7年度) 16.9%	<p>「性別による固定的な役割分担意識を持つ県民の割合」は、令和5年度の19.1%から令和6年度は16.2%と2.9ポイント減少し、令和7年度における目標の16.9%を既に下回る状況まで改善したことが評価できる。</p> <p>ただし、男女で比較すると、男性は22.7%、女性は11.6%と、性別により大きな開きがある。</p> <p>このため、性別による固定的な役割分担意識の解消に向けて、特に男性への理解促進を図るべく取組を充実していただきたい。</p>

Ⅲ 誰もが安心して暮らせる環境の実現

Ⅲ－Ⅰ 多様な主体の参画・活躍に向けた支援と環境の整備

基本施策の指標	現状値	目標値	評価（再掲、本文 P4-5）
性の多様性に関する取組方針をもとに施策を推進する市町数	(令和6年度) 28 市町	(令和7年度) 29 市町	「性の多様性に関する取組方針をもとに施策を推進する市町数」は、令和6年度に2町増え、28市町が策定している。未策定の市町においては、引き続き取組方針についてヒアリングを行うなど取組が進むよう働きかけていただきたい。 29市町が策定した後も、取組方針が機能し実行されているか市町に働きかけるほか、市町での取組がより一層進むよう、国や県での取組内容を共有するなど、市町と連携をしながら取り組んでいただきたい。

Ⅲ－Ⅱ 家庭・地域における活動の推進と健康の支援

基本施策の指標	現状値	目標値	評価（再掲、本文 P6）
自治会長の女性割合	(令和6年度) 4.4%	(令和7年度) 8.0%	「自治会長の女性割合」は、前年度から減少しており、令和6年度は4.4%となっている。 自治会は地域の基盤となるものであり、誰もが参画しやすい組織とすることが重要である。自治会長の実態を調査するなど負担軽減に向けた検討を行うことや、自治会長だけでなく、会計などの役員への女性参画を意識することが、地域における男女共同参画の推進につながると考えられる。 根強く残る性別役割分担意識の解消や男女共同参画の推進に向けて、関係機関と連携しながら取組を進めていただきたい。

Ⅲ－Ⅲ 男女共同参画を阻害する暴力等に対する取組

基本施策の指標	現状値	目標値	評価（再掲、本文 P7）
「～性犯罪・性暴力をなくそう～よりこ出前講座」の受講者数（累計）	(令和6年度) 3,417人	(令和7年度) 3,600人	「～性犯罪・性暴力をなくそう～よりこ出前講座」の受講者数は、令和6年度までの累計で3,417人となり、既に令和7年度の目標である3,600人に近い実績となっている。 性暴力のない安全・安心な社会の実現をめざす「三重県性暴力の根絶をめざす条例」が制定されたことは取組の後押しとなるものである。 引き続き出前講座の開催など、関係機関と連携した幅広い周知・啓発を進めることで、「よりこ」の認知度向上及び被害者支援の輪を広げていただきたい。